

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.67

〔共通〕問1 防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物（当該防火対象物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該防火対象物全体が特例認定を受けたものに限る。）には、総務省令に定める様式の表示（防火優良認定証）を付することができるが、消防法令上当該表示に記載することができる事項として誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物点検の特例認定を受けた日
- (2) 防火対象物点検の特例認定を受けてから3年が経過することにより認定の効力が失われる日
- (3) 当該防火対象物の管理について権原を有する者の氏名（当該防火対象物の管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）
- (4) 防火対象物点検の特例認定を行った消防長又は消防署長の名称

〔消防用設備等〕問1 次の建築物のうち、建築基準法令上、建築主が建築しようとした場合に、当該工事に着手する前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受ける必要がないものを1つ選べ。ただし、記載されている建築物の要件以外の要件により建築確認が必要になることはないものとする。

- (1) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が150㎡の非木造平屋建て建築物
- (2) 延べ面積が550㎡の木造2階建て建築物
- (3) 延べ面積が200㎡の非木造平屋建て建築物
- (4) 延べ面積が150㎡の非木造2階建て建築物

〔消防用設備等〕問2 スプリンクラー設備の設置義務が生ずる防火対象物又はその部分の要件として、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物では指定可燃物の貯蔵及び取扱いはしておらず、消防法施行規則第13条の適用もないものとする。

- (1) 消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が275㎡以上のもののうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの
- (2) 消防法施行令別表第1(14)項に掲げる防火対象物のうち、天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面。）の高さが10mを超え、かつ、延べ面積が700㎡以上のラック式倉庫
- (3) 消防法施行令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対

象物の用途に供される部分（総務省令で定める部分を除く。）の床面積の合計が6,000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階

- (4) 消防法施行令別表第1(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の階で、その床面積が、地階又は無窓階にあつては1,000㎡以上、4階以上10階以下の階（総務省令で定める部分を除く。）にあつては1,500㎡以上のもの

〔防火査察〕問1 違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成する質問調書に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 原則として立入検査実施場所において実施する必要があるが、立入検査以外の場所において実施する場合は、相手の任意の同意を得た場合において可能である。
- (2) 違反事実を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問したらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておく必要がある。
- (3) 任意性を高めるため、否定した事実も記載するとともに、不十分な答弁には、補完質問をして事実関係の特定に努める必要がある。
- (4) 被質問者が署名、押印を拒否した場合は、被質問者を説得して、「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないこと申し立て署名押印した。」旨記載しておく必要がある。

〔防火査察〕問2 告発のための違反調査等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 刑法上、犯罪（違反）とは、構成要件に該当する、違法、有責の行為であり、成立には、行為が構成要件に該当しているだけでなく、違法であることと有責であることが必要である。
- (2) 法条文には、犯罪（違反）を構成する要件である主体、行為、客体等が明確に記されており、これを構成要件という。違反調査においては、適用違反条項の構成要件を充足しているかの確認が必要である。
- (3) 違法性とは、行為が法律上許されないものであることを意味する。構成要件に該当する行為であれば、その行為が正当防衛、緊急避難等であっても、違法性が認められ犯罪が成立する。
- (4) 有責性とは、構成要件に該当する違法な行為をしたことについてその行為者が非難を受けるに値することをいう。構成要件に該当する違法な行為をしたとしても、その行為者が善悪を弁別する能力（責任能力）を持たない場合、有責性は否定若しくは軽減されることとなる。

〔人事管理〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 国の職員も対象であるため、誤り。
(2) 消防団員にも制約があるため、誤り。
(3) 限定しているため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 国家行政組織法に基づく消防庁の施設等機関であるため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 年度を越えるため、誤り。
(2) 継続費の通次繰越し、明許繰越し、事故繰越しは除かれるため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 報酬の説明であるため、誤り。
(5) 使用料及び賃貸料の説明であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 活動人員を必要最小限に制限し指揮者の統括の下に活動する。

問2 答 (4)

解説 活動は、立ち入り禁止措置等一次的に応急処置できる範囲とし、他は電力会社等の関係機関に実施させる。

ただし、二次的災害の発生危険等を考慮し関係機関の到着を待つ暇がない場合はこの限りではない。

問3 答 (3)

解説 消防力が優勢である場合は、積極的に内部進入を図る。火勢が優勢である場合は、屋外に部署し、隣棟への延焼阻止に当たる。

〔救急〕

問1 答 (2)、(4)

- 解説 (1) 濡れているわけではないので脱衣は不要である。
(3) 動揺、冷温血液の移動等不整脈の誘発につながる可能性がある。
(5) 指趾のパルスオキシメーター値は正確な値とは限らない。状況から高濃度酸素の投与が望ましい。

問2 答 (3)

解説 黄と緑の判定に迷うかもしれないが、介助歩行ということ、災害弱者に該当する妊婦ということから黄に判断してもらいたい。

問3 答 (2)、(4)

解説 「救急救命士の処置範囲等について」(平成4年3月13日付け指発第17号)参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法第8条の2の3第7項。
(2) 消防法施行規則第4条の2の9第2項第1号。
(3) 消防法施行規則第4条の2の9第2項第2号。
(4) 消防法施行規則第4条の2の9第2項第3号。
消防長又は消防署長の名称ではなく、消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 建築基準法6条第1項第1号。建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものは建築確認が必要。
(2) 建築基準法6条第1項第2号。延べ面積が500㎡の木造建築物は建築確認が必要。
(3) 建築基準法6条第1項第3号。
(4) 建築基準法6条第1項第3号。木造以外の建築物で2以上の階数を有するものは建築確認が必要。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行令第12条第1項第1号。平成25年2月に発生した長崎市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえた見直しが行われているが、平成25年12月時点では延べ面積が275平方メートル以上でスプリンクラー設備の設置義務が生ずる。
(2) 消防法施行令第12条第1項第5号。
(3) 消防法施行令第12条第1項第10号。6,000㎡以上ではなく3,000㎡以上。
(4) 消防法施行令第12条第1項第11号イ。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) 被質問者が署名、押印は、強制力がないので、被質問者がこれを拒否した場合は、「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないこと申し出たが署名押印を拒否した。」旨記載しておく必要があるため、不適当。

問2 答 (3)